

「新しい時代の博物館制度の在り方について」の概要

【博物館の現状】

- 博物館とは
 - ・登録博物館(865館:15.4%)
都道府県教育委員会の登録審査を受けた館
→教育委員会所管館、公益法人等
 - ・博物館相当施設(331館:5.9%)
国又は都道府県教委が登録博物館に類する事業を行う施設として指定した館
→国立博物館、首長所管館、株式会社立等
 - ・類似施設(4418館:78.7%)
上記以外で社会教育調査上把握している館
- 学芸員の現状
 - ・博物館の専門的職員としての国家資格(全国で約6200人)
 - ・毎年大学で約1万人が資格取得(約300大学に養成課程あり)

【現状の課題】

- 経営環境の厳しさ
 - ・国からの施設補助金廃止、公立館の資料費減少
 - ・学芸員は1館あたり1.1人
 - ・公立館の16%が指定管理者に移行。進行中。
→長期的な取組より集客数等短期的な目線
- 法律と実態の乖離
 - 多くの類似施設でも、公益性の高い博物館活動を実施
- 学芸員制度の問題
 - ・少ない単位数12単位(社会教育主事24単位、司書20単位) → 資格取得が比較的容易
 - ・有資格者のうち博物館に就職できるのは僅か数%

【改善の方向】

現状と法の乖離を解消し、博物館の公益性(=博物館が社会に貢献するための役割)を新たに確認して、公益性を最大化させるための**基礎条件を整備**

【21世紀の博物館像】

「伝える」「集める」を基礎に「探求する」「分かち合う」博物館

- 価値ある資料を蓄積し研究し、未来に継承することで、
- 人々の生涯学習の支援を行う

【実現の基本姿勢】

- 各博物館はその特色を発揮しつつ、設置者、館種、規模の違いを超えて共通の課題として取組む
- 関係当事者の役割分担と連携協力により実現

人びとの心が豊かになり、歴史や自然を尊ぶ成熟した社会の実現へ寄与

博物館制度の見直し=基本指針(拠りどころ)の明確化

- 博物館の範囲の確認 → 定義の見直し
 - ・従来の定義を基本に、「資料」の範囲を再定義。天文台や科学館も対象に。
- 博物館の公益性の明確化→登録制度の見直し
 - ・望ましい博物館像を人びとと共有する「登録基準」
→多様性を尊重し、「博物館の使命を明確化し開かれた運営を実施」「資料を探求しその価値を人びとと分かち合い、次世代へ継承する」ことを核に、各博物館の特色を生かす
 - ・博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査
→すべての博物館に博物館登録申請資格を付与
- 博物館の専門職員の資質向上→学芸員養成制度の見直し
 - ・大学における資格取得科目、単位数の拡充→「学芸員基礎資格(仮称)」
 - ・「学芸員基礎資格」で博物館に就職 → 1年以上の実務経験後、「学芸員」に
 - ・新しい養成段階として大学院レベルの専門教育も検討
 - ・大学と博物館が協働した学芸員養成体制の構築
- 将来の検討課題
 - ・現職研修の充実と上級学芸員資格の導入(分野ごとの専門性認定。横断的な民間資格)
 - ・博物館評価、学芸員の資格認定、登録博物館への技術支援等を行う第三者機関の設立

「中央教育審議会」等でさらに検討→**新しい博物館制度へ**